

秋田公立美術大学教職員等による国際交流に関する規程

平成28年2月12日

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、教職員又は海外の教員等による国際交流（以下「教職員交流」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教職員交流の範囲)

第2条 教職員交流の範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 海外で行われる学術研究に係る事業、学会もしくはシンポジウム（以下「学会等」という。）への参加又は学会等を開催することに伴う学術情報の交換
- (2) 海外における展覧会、公募展又はアートプロジェクト等の開催、出品又は出演のための人的交流
- (3) 海外のアーティスト又は研究者の招へい等の人的交流
- (4) その他学長が認める人的交流

(教職員交流の申請)

第3条 教職員交流をしようとする教職員は、教職員交流申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(教職員交流の許可)

第4条 学長は、前条による申請があったときは、別に定める基準により審査を行い、教職員交流を許可することができる。

(教職員交流に対する支援)

第5条 学長は、第4条の規定により教職員交流を許可した教職員に対し、当該交流に必要な情報を提供し、又は当該交流に必要な費用の一部を支出することができる。

(教職員交流報告書)

第6条 教職員は、交流が終了したときは、教職員交流報告書を学長へ提出しなければならない。

(許可の取消し)

第7条 学長は、実際の教職員交流の内容が、許可を受けた教職員交流の内容と著しく異なるときは、当該交流の開始前、開始後又は終了後にかかわらず、第4条の規定による許可を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教職員交流に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月12日から施行する。